

市・県民税の申告はお早めに

市・県民税の申告期限は、3月17日(月)です。例年期限間近になると会場が混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いします。

申告相談をする場合は、必要書類（収支内訳書など）を、必ず整理・集計して持参ください。

問税務課 ☎ 0176-51-6766、
0176-51-6767

就学援助制度の申し込みを受け付けています

経済的な理由により学用品などの費用負担が困難な保護者を援助します。

対象 小・中学校に就学している児童・生徒の保護者で、生活保護を受けている人、またはそれに準じて生活が困窮している人

問児童・生徒が在籍している学校
問教育総務課
☎ 0176-58-0182



申請期限が近づいています！

児童手当制度改正に伴う手続きはお済みですか

問こども支援課 ☎ 0176-51-6717

支給対象などの要件や支給額が令和6年10月分（12月支給分）から拡充されています。

手続きが必要な人 次のいずれかに当てはまる人

▶一番下の子が高校生年代（15歳に達した日以後の4月1日から18歳に達する日以後の3月31日まで）で、現在、児童手当を受給していない人

▶所得上限限度額以上により、現在、児童手当を受給していない人

▶十和田市から児童手当を受給している人で、経済的負担※のある大学生年代（18歳に達した日以後の4月1日から22歳に達する日以後の3月31日まで）の子を養育している人（大学生年代の子を含めて養育する子が3人に満たない場合は手続き不要）

※学費・食費・家賃などの生活費（仕送りを含む）の負担

最終期限 3月31日(月)

※期限までに手続きすると、令和6年10月分から支給されます。

※4月1日を過ぎた場合は、遡^{さかのぼ}っての支給はできません。

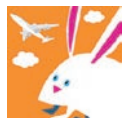
※公務員は勤務先で手続きをしてください。



▲給付内容および申請方法について詳しくはこちらから

Catalog Pocket Available in 10 Languages!

「広報とわだ」を「カタポケ」で読もう！全ページフルカラーでお届けしています。



◀アプリをインストールしてQRコードからアクセスしてください。



令和7年版 十和田市農地賃借料情報

問農業委員会事務局 ☎ 0176-51-6740

令和6年中に賃貸借された農地の集計です。賃貸借契約の目安としてご利用ください。

(単位：円／10アール)

地 域 名	田				畑			
	平均額	最高額	最低額	筆数	平均額	最高額	最低額	筆数
大字深持、洞内、大沢田、馬洗場、立崎、八斗沢、豊ヶ岡	10,500	16,000	6,000	112	9,500	10,000	7,100	6
住居表示区域、大字三本木、赤沼、切田の一部（向切田）、相坂	9,900	15,000	5,000	88	4,300	4,500	4,000	2
大字切田（向切田を除く）、藤島、伝法寺、米田、大不動、滝沢	9,800	15,000	5,000	177	9,700	15,000	3,600	26
大字沢田、奥瀬、法量	9,600	10,000	7,100	131	10,000	10,000	10,000	2
市全体	9,900	16,000	5,000	508	9,500	15,000	3,600	36

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申込先 総務課広報男女参画係 ☎ 0176-51-6702



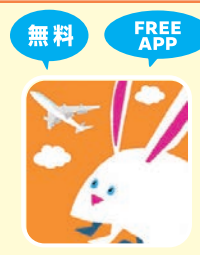
10 言語対応「広報とわだ」 デジタルブックで配信中！

Available in 10 Languages!



This Public relations magazine can be read in 10 languages

- ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読める
- 読みやすいUDフォントで表示し、サイズも調整できる
- 動画や写真も楽しめる
- 10言語で読める・聞ける（音声読み上げ対応※）



※【音声読み上げ】ブラウザによっては対応していない場合があるため、専用ビューア「Catalog Pocket（カタポケ）」《無料》をご利用ください。